

豊田市公的病院高額医療機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にある公的病院の高額医療機器の整備に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公的病院 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年8月22日厚生省告示第167号）第5号に掲げる者が開設する医療機関をいう。

(2) 高額医療機器 1機種当たり5,000万円以上で別表第1に掲げる要件のいずれかに該当する医療機器等をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にある公的病院の高額医療機器の整備に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制を強化し、もって共同利用の推進、市民の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内において公的病院を開設している者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(7) 豊田市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が行う高額医療機器の整備に係る費用とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除した額の2分の1の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1億円を限度とする。

3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の額に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が含まれている場合は、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度7月31日までに行わなければならない。

(交付要件の確認)

第8条 市長は、規則第5条第1項に定める交付の決定に当たって、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに規則第8条に定める補助事業等計画変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、整備が完了したときは、完了日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、規則第10条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費

税等仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（調査等）

第 12 条 市長は、必要に応じて、補助事業者は補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（関係書類の保存）

第 13 条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第 14 条 補助事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

区 分	要 件
医療機器等	1.「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器として、承認番号あるいは許可番号、認証番号、届出番号のいずれかの記載があるもの
	2.厚生労働省の定める病院会計準則に基づいて作成された勘定科目において、固定資産の部に属する「医療用器械備品」に該当する備品
	3.1 及び 2 に掲げるものの他、病院が外来、入院及び在宅医療の機能を果たすための行為（搬送、検査、診断、治療、手術、薬の処方、リハビリテーション、食事の提供、栄養指導等）を安全かつ適切に行うために必要となる備品。ただし、家具や事務機器等、病院以外の事業所においても一般的に利用される汎用性の高い備品を単独で購入する場合を除く。
	4.国が推進する医療 DX の趣旨に合致すると認められるシステム等（電子カルテあるいは診療支援部門システムなど。ソフトウェア・ハードウェアを含む）